

令和5年度
包括外部監査結果報告書

概要版

少子化対策及び子ども・子育て支援に関する
事務の執行について

令和6年2月

久留米市包括外部監査人

黒岩延峰

令和5年度 包括外部監査結果報告書【概要版】

1. 監査テーマ 少子化対策及び子ども・子育て支援に関する事務の執行について
2. 監査人 公認会計士 黒岩 延峰
3. 補助者 公認会計士6名 松尾 英二、黒岩 延時、江上 英介、川野 武志、
岡本 杏野、吉松 枝理子
弁護士2名 津村 哲生、神原 奈津子
4. 指摘事項 7 件
5. 意見 71 件
6. 結果報告書

第1章 包括外部監査の概要

1～8 [略]

第2章 子ども未来部の概要

1～6 [略]

第3章 監査結果総括

1. 監査結果の共通の意見	[指摘 ー ・意見 1～5]	P5
(1) 市の関与方法の変化 [意見 1]		P5
(2) 単費（一般財源 100%）事業の有効的活用 [意見 2]		P5
(3) 学童保育運営事業の関わり方 [意見 3]		P5
(4) 事業の成果指標・課題意識 [意見 4]		P5
(5) 子ども子育て応援方針 [意見 5]		P6
2. 監査結果総括表	[略]	

第4章 各論

1. 社会福祉

I 障害者福祉

1 障害児通所支援事業	[指摘 ー ・意見 ー]	
2 重度身体障害児・者訪問入浴サービス事業	[指摘 ー ・意見 ー]	
3 障害児・者発達支援事業	[指摘 ー ・意見 6～7]	P7
4 身体障害児・者装具の支給（購入・修理）事業	[指摘 ー ・意見 ー]	
5 重度身体障害児・者日常生活用具給付事業	[指摘 ー ・意見 ー]	

2. 公衆衛生

I 健康増進

- 1 小児慢性特定疾病医療給付制度 [指摘 ー ・意見 ー]
- 2 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 [指摘 ー ・意見 8] P8
- 3 小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業 [指摘 ー ・意見 9～11] P8
- 4 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 [指摘 ー ・意見 ー]
- 5 若年者の在宅ターミナルケア支援事業 [指摘 ー ・意見 12] P10

II 医療費助成

- 1 子ども医療費助成制度 [指摘 ー ・意見 ー]
- 2 ひとり親家族等医療費助成制度 [指摘 ー ・意見 ー]

III 医療体制

- 1 小児救急医療事業 [指摘 ー ・意見 13] P10

3. 児童福祉

I 総合的なこども対策

- 1 子ども・子育て支援事業計画推進事 [指摘 ー ・意見 ー]
- 2 子育て支援啓発事業 [指摘 ー ・意見 ー]
- 3 家庭子ども相談事業 [指摘 ー ・意見 ー]

II 子育て支援

- 1 子育て交流プラザ運営事業 [指摘 ー ・意見 14～16] P11
- 2 すくすく子育て21事業 [指摘 ー ・意見 17] P12
- 3 ファミリー・サポート・センター事業 [指摘 ー ・意見 18～19] P13
- 4 地域子育て支援センター事業 [指摘 ー ・意見 20] P13
- 5 エンゼル支援訪問事業 [指摘 ー ・意見 ー]
- 6 子育て支援交流事業 [指摘 ー ・意見 ー]
- 7 子育て短期支援事業 [指摘 ー ・意見 ー]
- 8 子ども・子育て支援基金運用事業 [指摘 ー ・意見 ー]
- 9 つどいの広場事業 [指摘 ー ・意見 ー]
- 10 児童センター運営事業 [指摘 ー ・意見 21] P14
- 11 学童保育所整備・運営事業 [指摘 1～2 ・意見 22～23] P15
- 12 結婚・妊娠・出産・子育て希望支援事業 [指摘 ー ・意見 24～25] P16
- 13 子ども食堂支援事業 [指摘 ー ・意見 26～27] P17

III 保育

- 1 保育所の状況 [指摘 ー ・意見 28～29] P18
- 2 保育所給食充実事業 [指摘 ー ・意見 30] P18
- 3 食で育む子どもの未来事業 [指摘 ー ・意見 31] P18
- 4 災害共済制度 [指摘 ー ・意見 32] P19
- 5 病児保育事業 [指摘 ー ・意見 33] P19
- 6 延長保育事業 [指摘 ー ・意見 34] P19

7	私立保育所等一時預かり事業	〔指摘 ー ・意見 35 〕	P19
8	医療的ケア児保育支援事業	〔指摘 ー ・意見 36 〕	P20
9	私立保育所等運営費助成事業	〔指摘 ー ・意見 37 〕	P20
10	私立保育所・認定こども園施設整備事業	〔指摘 ー ・意見 38 〕	P20
11	公立保育所施設・備品整備事業	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
12	私立幼稚園助成事業	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
13	就学援助	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
14	公立保育所環境整備事業	〔指摘 ー ・意見 39～41〕	P21
15	保育団体等助成事業	〔指摘 ー ・意見 42～43〕	P21
16	保育所入所支度金奨励金事業	〔指摘 ー ・意見 44 〕	P22
17	届出保育施設助成事業	〔指摘 ー ・意見 45 〕	P22
18	産休等代替職員雇用費助成事業	〔指摘 ー ・意見 46～47〕	P23
19	特別支援保育事業	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
20	保育士・保育所支援センター事業	〔指摘 ー ・意見 48 〕	P23
21	待機児童対策事業	〔指摘 ー ・意見 49～50〕	P23
22	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	

IV その他児童福祉事業

1	児童手当	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
2	特別児童扶養手当	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
3	くるめっ子応援給付金事業	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
4	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	〔指摘 ー ・意見 51 〕	P24
5	妊娠出産応援給付金給付事業	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
6	子育て世帯等臨時特別支援事業	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
7	要保護児童対策地域協会事業	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
8	養育環境改善家事援助事業	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
9	支援対象児童等見守り強化事業	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
10	子どもの権利等啓発事業	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
11	ヤングケアラー支援事業	〔指摘 ー ・意見 52 〕	P25
12	青少年の非行を生まない社会づくり事業	〔指摘 ー ・意見 53 〕	P25
13	若者相談支援事業	〔指摘 ー ・意見 54 〕	P25
14	発達支援事業	〔指摘 ー ・意見 55～59〕	P25

4. 母子・寡婦・父子福祉

I 母子・寡婦・父子福祉

1	児童扶養手当事業	〔指摘 3～4 ・意見 ー 〕	P26
2	母子生活支援施設事業	〔指摘 ー ・意見 60 〕	P27
3	母子保護等の実施	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
4	母子寡婦福祉会助成事業	〔指摘 ー ・意見 61～62〕	P27
5	母子父子寡婦福祉相談状況	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	

6	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	〔指摘 5 ・意見 63 〕	P28
7	ひとり親支援事業	〔指摘 6 ・意見 64～66〕	P29
8	ひとり親サポートセンター事業	〔指摘 ー ・意見 67 〕	P30
9	ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業	〔指摘 ー ・意見 68～69〕	P30
10	養育費確保支援事業	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	

5. 母子保健

I 母子保健

1	母子保健事業	〔指摘 7 ・意見 70～71〕	P31
2	新生児等訪問事業	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
3	乳幼児発達相談審査事業	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
4	生涯を通じた女性の健康支援事業	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
5	未熟児養育医療給付事業	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
6	育成医療給付事業	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
7	特定不妊治療費助成事業	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
8	子育て世代包括支援事業	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	
9	妊産婦総合支援事業	〔指摘 ー ・意見 ー 〕	

第3章 監査結果総括

1. 監査結果の共通の意見

(意見1) 市の関与方法の変化

日本は空前の人手不足社会に突入している。今回の監査対象である子ども・子育て支援事業は人頼みの事業であり、市民ボランティアを前提とするファミリー・サポート・センター事業、多くの支援員を必要とする学童保育所整備・運営事業などで人手不足によりその活動が制限される事業が出始めている。

業務の委託先が人手を確保できないため市の業務を遂行できない、という事態を避けるためには、ボランティアや支援員の募集に市の広報を無償で利用してもらい、事業紹介を市みずから実施するなど、今までの完全委託から委託先と市の協業などへ転換してサービスを提供する市側の取り組み方の変化が求められる時代になっている。市職員のかかわり方の変化に期待する。

(意見2) 単費（一般財源 100%）事業の有効的活用

子ども未来部の市単費事業は、令和4年度では375百万円の実績がある。一方で予算をとった事業で年度実績が低い事業は、保育所入所支援金奨励金事業、産休等代替職員雇用費助成事業、結婚・妊娠・出産・子育て希望支援事業（こども子育てサポートセンター）である。この中には実績のない事業もあり、また、非行を生まない社会づくり事業のように利用されていても時代ニーズにマッチしていない事業もあり、このような状況になっている原因分析とともに限られた予算を有効に活用するため、タイムリーにスクラップアンドビルドを行う必要性は高い。

(意見3) 学童保育運営事業の関わり方

学童保育所運営事業は、久留米市学童保育所連合会へ随意契約で委託することが、久留米市放課後児童健全育成事業実施要綱にて定められているが、本文で記載のとおり、放課後児童支援員（支援員）の増員対応、市への実績報告資料の不備、学童保育利用料収納状況把握などの課題があった。委託事務全般についての適切な精査が必要である。

学童保育は、共働き世帯を支える大切なインフラであることから、久留米市も久留米市学童保育所連合会への関与をより積極的に行い、常日頃から市民ニーズに合ったサービス提供が学童保育連合会を通じて実現できているかを検討し、児童へ安心・安全な環境を整備することに努める必要がある。

(意見4) 事業の成果指標・課題意識

各事業の成果指標は設定されていない事業が多く、事業の有効性に関するPDCAサイクルを実施している事業はさらに少ない。

目まぐるしく変化する現代において、成果指標に基づいて事業の有効性を毎年検討し、市民ニーズの変化をとらえ、ニーズに合ったサービス提供、不必要な事業の撤退などをタイムリーに検討していく必要性が高いと考えられる。

また、今回の外部監査に当たり、担当者及び担当課に対するヒアリングないしアンケートの形式で各事業に対する「課が考えている課題」を尋ねたが、「特になし」と回答されたものが多かった。しかし、どの事業も大小何らかの課題はあるように見え、課題意識が弱いように見受けられた。

課題の発見が改善への第一歩である。日常業務の中でより多くの課題に気づき、解決する取組を積極的に行われたい。

(意見5) 子ども子育て応援方針

現代日本では少子化が問題となっている。一般的に少子化の原因は、核家族化の影響などで子どもを産めば産むほど経済的、肉体的負担が増加し、親世代の豊かさを犠牲にしてまで子どもを産みながらなど言われているが、子どもを育てたい、育てて良かったと思える環境を構築することはできないだろうか。

例えばひとり親家庭は、平均収入が低いなど、生活に困窮しているケースが多いと言われている。このような子育てに特に不安の多い世帯に重点的に予算を配分し、社会全体の子どもとして育てる仕組みを築くことはできないだろうか。

久留米市は子どもの数、ひいては人口を増やしたいのであれば、他の市町村や、国の制度よりも、ひとり親世帯など、子育てに特に不安の多い世帯に予算を重点的に配分することも一案に思う。子育て補助が他の都市よりもずば抜けて秀でることができれば30年後の久留米市の人口は増加するかもしれない。子育て支援は30年先への投資と考え積極的に実施すべき事業だと考えられる。そのためには、子育て関連の市の単費事業の予算額を増加し、より効率的・効果的な施策を実施していくことが肝要である。

第4章 各論

1. 社会福祉

I 障害者福祉

1 障害児通所支援事業

2 重度身体障害児・者訪問入浴サービス事業

3 障害児・者発達支援事業

(意見6) 効果検証

i 結論 効果検証をすべき

ii 理由 臨床動作法の効果が「自分で身体を動かしている感覚」等7つの体験を得ること等とされているが、抽象的でどのような効果がどの程度生じているのかがわかりにくい。臨床心理士等による根拠となる論文は存在するようではあるが、公的医療保険の適用対象とはなっておらず、その効果に対する信憑性に疑問がある。

利用者に対してアンケートを実施しているが、自由回答であるため、心理リハビリテーションとは関係のない副次的な効果にまで言及されてしまっており、検証方法としては不十分である。アンケート結果によれば、出席者は総じて心理リハビリテーションに対して満足しているようではあるが、満足している者が利用を継続しているのも、当然の結果ではある。

担当課としては、心理面のことであるため、検証が困難だと考えている。その一方で、「普段の様子と訓練後の様子の変化」、「通う前の状態像と数年単位で訓練した状態像の変化に関する主観的な意見」、「指導者から見た当初の状態像と訓練を続けた結果の状態像の比較」等による検証は考えられるとの意見もある。しかし、「効果の検証は課題だと認識している一方で、学会等において検証された手法であり、行政が考えられる方法程度で効果検証を行うことは適切ではなく、有効ではないため、有効な手段を持ち合わせていない」と、検証の実施に対しては非常に消極的な態度である。

久留米市として事業を行う以上、効果の検証は必須である。検証が困難だとしても課として検証に消極的な姿勢である点は、改善すべきである。なお、検証方法については、全て行政で独自に考える必要はなく、外注先が臨床動作法の専門家であり、検証方法についても熟知しているはずであるので、検証方法についてアドバイスを受けるのが相当である。

課としては、療育の目的が「最大限の発達」が期待されるとして実施しているが、根拠が乏しく、その効果について第三者に対しても説得力のある検証をする必要がある。

(意見7) 広報

i 結論 利用の偏りを無くし新規利用者を増やすために広報すべき

ii 理由 児童の保護者に対して実施したアンケートによれば、参加回数については、初回利用者は0人、2回から5回の利用者は2人、6回から10回の利用者は4人、11回以上の利用者は9人であった。利用した保護者の60%が11回以上の参加となっており、新規の利用者が少ない少数かつ特定の者を対象とした事業となってしまう。

担当課によれば、放課後等デイサービス等が急増していることから新規参加者が少なくなっている可能性があるとのことであるが、事業内容も事業の目的も大きく異なり、いずれかを選択するような競合する事業とは言えない。

事業として実施していく以上は、少数の特定の者に対する事業とならないように広報をして新規利用者を増やす必要がある。

4 身体障害児・者装具の支給（購入・修理）事業

5 重度身体障害児・者日常生活用具給付事業

2. 公衆衛生

I 健康増進

1 小児慢性特定疾病医療給付制度

2 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

(意見8) 実態調査の実施

- i 結論 実態調査を実施し、ニーズの把握に努めるべきである
- ii 理由 事業実施状況から明らかなように、ピアカウンセリングについては、ほとんど実施されていない。

ピアカウンセリングについては、久留米市内に小児慢性特定疾病医療証を持つ患者が250人しかいないこともあり、ピアカウンセリングを実施する講師を選ぶことが非常に困難な状況にある。また、小児慢性特定疾病と言ってもその種類は多岐に渡り、ある患者の経験が他の患者にも効果的な場合もそれほど多くはない。更に、患者数の多い病気については患者会が立ち上がっており、既にピアカウンセリング類似のより充実した仕組みが存在する。一方で、患者数の少ない病気については、前述の講師を選ぶことは益々困難になり、かつ参加希望者も少なくなってしまう。

久留米市では、当初外部委託によりピアカウンセリングを含む自立支援事業を実施していたが、受託先の看護職員の確保の難しさ等により、令和2年度から外部委託を停止し、主として課の保健師により自立支援事業を行っている。

令和5年度から、自立支援事業に関する実態調査が努力義務となっている。自立支援事業の一つである、ピアカウンセリングについても、事業実施への課題を把握し、更なるニーズを掘り起こすため、新たに実態調査を検討すべきと考える。

3 小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業

(意見9) アンケート

- i 結論 アンケートを実施するべきである

ii 理由 過去4年間利用者がまったくいない。レスパイト事業自体は、不断の看護を要求される患者家族に対して休憩を与えるものであり、ニーズの高い事業であると考えられる。そのため、利用に至っていない理由を詳細なアンケートの実施によって把握し支援が必要な患者家族に支援が行き渡らせるにはどうすべきであるか把握に努めるべきである。

(意見10) 障害者福祉課との連携

i 結論 障害者福祉課との連携が必要である

ii 理由 障害者向けに医療的ケア短期入所制度というレスパイト制度が存在する。小児慢性特定疾病児童等医療生活支援事業とは、競合する制度であり、本事業の潜在的利用希望者が、医療的ケア短期入所制度を利用し、その結果として、本事業の利用者が少なくなっている可能性がある。

医療的ケア短期入所制度では、小児慢性特定疾病児童等医療生活支援制度とは異なり、経済的負担があるものの(1割)、年間利用可能日数が多く、入所者の要件も緩い。そのため、医療的短期入所制度が優先的に利用されている可能性がある。

但し、現在のところ、障害者福祉課との連携は充分ではない。支援が必要な者が要件を満たさない場合に他の利用可能な制度を案内したり、利用可能だったとしてもよりニーズにマッチした制度を案内したりするなど、市民に適切なサービスを提供するためにも、担当課で各制度間の違いやメリットとデメリットを把握するなど、競合する制度について理解しておく必要がある。

もし、医療的ケア短期入所制度が、小児慢性特定疾病児童等医療生活支援制度のほぼ上位互換であって、全ての利用希望者に対して医療的ケア短期入所制度を勧めるのが適当な場合は、本制度のために人的リソースを割き、関連機関と体制を整え、申込があれば常に利用可能な状態に置いておくこと自体が非効率となってくる可能性もある。その場合には、事業の廃止を検討すべきである。

以上のような対応をとるためには、障害者福祉課と連携を強める必要がある。

(意見11) 患者家族に利用を促す

i 結論 県と協議し、患者家族への案内文書を修正

ii 理由 本事業周知のため、「久留米市小児慢性特定疾病等レスパイト支援事業のご案内」及び「利用の手引き」という案内文書を患者家族に配布している。

しかし、同案内文書は、「ご自宅と同等の介護・療育環境を整備することは困難ですので、あらかじめ、ご了承ください」や「お子様の病状や医療機関の空きベッドの状況等によっては、入院できないことがあります」等の利用を躊躇させる文言がある一方で、たいへんな看護に疲弊してしまった患者家族の気持ちに寄り添い利用を促す文言がほとんどない記載されていない。

担当課によれば、実態を利用者に正確に伝え苦情を未然に防ぐためのものであるとのことであった。

その一方で、患者家族としては、病気の子どもの預けるにあたってどのような体制で子どもを看護してもらえるのか不安があるため利用者が少なくなっている可能性があるとも考えられている。

まずは、事業の利用が少ない要因をしっかり把握し、利用を促す方策をとるべきである。

福岡県等と協議を行い、案内文書にも患者家族に寄り添い、利用を促すような文言を入れることによって、利用者が安心して病気の子どもの預けられる体制を築くことが必要ではないか。

4 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

5 若年者の在宅ターミナルケア支援事業

(意見 1 2) 貸与福祉用具の名称の変更及び案内文書の更新

i 結論 「認知症老人徘徊感知機器」の名称を変更及び案内文書の更新

ii 理由 実施要綱に定められた貸与福祉用具の名称に、「認知症老人徘徊感知機器」というものがある。せん妄の症状のあるがん患者のために「認知症老人徘徊感知機器」を転用できるためである。しかし、認知症老人ではないためこの名称では必要な患者家族が自身が給付の対象であると気づけない可能性がある。案内文書中では、「徘徊感知機器」などと誤解させない表現にするのが適切である。

II 医療費助成

1 子ども医療費助成制度

2 ひとり親家族等医療費助成制度

III 医療体制

1 小児救急医療事業

(意見 1 3) 事務組合参加市町村以外の利用市町村の協力金要請

筑後市、八女市及び八女郡広川町からの患者が多いのであれば、久留米広域市町村圏事務組合への協力金支払いを促すため、受診患者数実績などを示し、適切な協力を働き掛けていくべきだと考えられる。

3. 児童福祉

I 総合的なこども対策

1 子ども・子育て支援事業計画推進事

2 子育て支援啓発事業

3 家庭子ども相談事業

II 子育て支援

1 子育て交流プラザ運営事業

(意見14) 施設借上料の按分

現状

本事業に係る施設借上料として、30,631千円が計上されているが、このうち、他事業に係る施設借上料も含まれており、専有面積等、その利用に応じた按分計算が行われていない。

意見

子育て交流プラザの中に、ファミリー・サポート・センター事業の本部（ファミリー・サポート・センターくるめ）が配置されている。ここに配置されている人員は子育て交流プラザ事業とは関連のない人員であり、かつ、独自にそのスペースが確保されている。

この点、事業実績を実態に応じ適切に評価するためには、事業ごとの専有面積を測定し、当該面積に応じ按分計算を行う等、施設借上料について、事業ごとに、その利用に応じた支出額負担を行うよう改善を行う必要がある。

(意見15) 定量的な評価指標の設定

現状

個別具体的に定量的な成果指標の設定が行われていない。

意見

子育て交流プラザ事業について、個別具体的に定量的な成果指標を設定していないことは、事後的に当該事業の必要性及び効果を定量的に把握することが出来ず、当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、当該事業の必要性に係る説明責任の観点からも改善する必要がある。

なお、この点、本事業も含めた久留米市地域子育て支援事業として「地域子育て支援拠点12か所」の利用者見込数を設定し、包括的に評価しているとの回答も得たが、事業ごとに利用対象者や利用目的等は異なること、また事業運営は個別に実施されていることから、その評価指標も個別に設定する必要があるといえる。

また、当該事業の運営委託先から毎年提供される実績報告の中に、利用者アンケート結果といった定性的な情報も含まれているが、こちらについて久留米市側で具体的に検討が行われている証跡が確認できなかった。これら定性的な情報も、今後の事業継続の可否を判断する上では非常に有用な情報であることから、もっと積極的に活用されたい。

(意見16) 利用率をあげるため、市として提携の駐車場を確保する等の改善対応

現状

子育て交流プラザは、西鉄久留米駅直結の施設に配置されており好立地である反面、提携の駐車場が確保されていない。利用者アンケートにおいてもその点について改善を求める声がある。

意見

子育て交流プラザは、好立地に配置されており、公共の交通機関を使つての利用は便利である反面、市民の多くは自家用車による移動が中心であるのが実態であり、このような市民が子育て交流プラザを利用しようとする際に障壁となっている懸念がある。

子育て交流プラザがある施設周辺には、多数の駐車場があるが、その好立地さゆえ、駐車場料金が比較的高い傾向がある。提携の駐車場を確保し駐車場の利用料金を一部免除することは、子育て交流プラザの更なる利用率の向上につながると考えられる。

また、子育て交流プラザがある施設や周辺の施設（西鉄久留米駅構内や近隣の百貨店等の施設）には飲食店等があるため、子どもを遊ばせている間に周辺施設で買い物を行ったり、遊ばせたついでに周辺施設に子どもと立ち寄ったりと、子育て交流プラザの利用率があがることはひいては、周辺の施設の利用機会も増え駅周辺施設の活性化に繋がるといった相乗効果も期待できる。

以上のことから、市として施設利用者のために提携駐車場を確保するといった改善策の対応が必要と考える。

2 すくすく子育て 21 事業

(意見17) 成果指標に対する実績評価およびPDCAサイクルの運用強化

現状

成果指標と実績との差異が生じているが、これを解消するための具体的な対応策の検討が不足している。

意見

本事業においては設定した成果指標に対する実績評価および目標達成のための具体的な対策の検討が不足している。目標と実績との差異原因について分析を行い、目標達成のための具体的な対応策を検討し次期の計画に適切に反映させるよう改善を行うことは、事業の必要性に係る説明責任を強化する観点からも必要である。

加えて、今後は次の観点も考慮して検討を行うことが必要であると考ええる。

- ① 今後も補助による効果が十分に期待できるか？
- ② 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要ではないか？
- ③ 他の事業に係る予算に組み合わせて運営していく方がより効果的ではないか？

特に、③についてであるが、地域子育て支援センター事業の行う事業の一部とその目的や趣旨が類似しているが、地域子育て支援センターに補助金の交付機能がないという理由から現在は別事業に区分されている。より効果的な成果を目指すのであれば、これらを合算して同一の事業として予算を組み、運営していく方法を検討する等、事業運営の方法の見直しも提案したい。

3 ファミリー・サポート・センター事業

(意見18) みまもり会員を増やすための市としての積極的な関与

現状

概要の「課が考えている課題」にも記載した通り、みまもり会員数が不足しており、おねがい会員からの依頼に対して、一部アドバイザーが対応するケースも増えている。

意見

当該事業を継続して実施していくためには、みまもり会員数の確保が重要といえるが、昨今の社会情勢などの影響でボランティアに参加する人は減少しており必要な会員を確保することが厳しい状況にある。またこの状況は前期以前より継続していると見受けられるため、委託先だけではこの課題を解消することは困難であると考えられる。

そこで市として、まずは現状として、どれくらいの会員数が不足しているのか実態調査を詳細に行い、確保すべき会員数を割り出した上で、その規模に応じた対応策を検討する必要がある。委託先らの要望にもあるように、積極的な広報活動を行い当該事業の周知を進めることや、より多くの会員登録者数が増えるように会員養成講座の開催場所・開催頻度を拡大することといった施策については早急に対応する必要がある。

(意見19) 明確な成果指標の設定

現状

現在提示されている事業計画における成果指標と実績報告書にて報告される指標が整合していないため、当該事業について実績評価が行われている証拠が確認できない。

意見

「くるめ子どもの笑顔プラン」中の当該事業の成果指標と実績報告書の中で報告されている指標とが整合していないため、当該事業の必要性や効果を正確に把握することが出来ず、また当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足している。現在設定している成果指標が適切か見直しを行うとともに、必要に応じて委託先から追加の報告を求める等により、当該事業の実績評価方法を明確にすることが当該事業の必要性に係る説明責任の観点からも必要である。

4 地域子育て支援センター事業

(意見20) 個別具体的に定量的な評価指標の設定

現状

個別具体的に定量的な成果指標の設定が行われていない。

意見

地域子育て支援センター事業について、個別具体的に定量的な成果指標を設定していないことは、事後的に当該事業の必要性及び効果を定量的に把握することが出来ず、当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、当該事業の必要性に係る説明責任の観点からも改善する必要がある。

特に、本事業においては、一見すると他の事業内容と重複しているような支援内容もあるため（「すくすく子育て21事業」における校区サロンの立ち上げのための支援、「地域子育て促進事業費補助金」の周知とサークル立ち上げ支援）、個別具体的な成果指標を設け、事業間の役割区分を明確にする意味でも必要であると考えます。

5 エンゼル支援訪問事業

6 子育て支援交流事業

7 子育て短期支援事業

8 子ども・子育て支援基金運用事業

9 つどいの広場事業

10 児童センター運営事業

（意見21）個別具体的に定量的な評価指標の設定

現状

個別具体的に定量的な成果指標の設定が行われていない。

意見

児童センター運営事業について、個別具体的に定量的な成果指標を設定していないことは、事後的に当該事業の必要性及び効果を定量的に把握することが出来ず、当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、当該事業の必要性に係る説明責任の観点からも改善する必要がある。

なお、この点、本事業も含めた久留米市地域子育て支援事業として「地域子育て支援拠点12か所」の利用者見込数を設定し、包括的に評価しているとの回答も得たが、事業ごとに利用対象者や利用目的等は異なること、また事業運営は個別に実施されていることから、その評価指標も個別に設定する必要があるといえる。

また、当該事業の運営委託先から毎年提供される実績報告の中に、利用者アンケート結果といった定性的な情報も含まれているが、こちらについて久留米市側で具体的に検討が行われている証跡が確認できなかった。これら定性的な情報も、今後の事業継続の可否を判断する上では非常に有用な情報であることから、もっと積極的に活用されたい。

11 学童保育所整備・運営事業

(指摘 1) 連合会への委託事務の精査

現状

市は学童保育所の運営事業を学童保育所連合会に委託しているが、連合会で計上している繰越金の額については、少なくとも令和元年から市議会等で議論されている。

指摘

原因は、担当部局も認めるとおり、支援員の数が年々減少傾向であり、必要な支援員が確保されないなど、人員確保の困難性にある。人員確保の不安定性があるのであれば、毎月の報告及び担当課の精査・監督を厳密に行い、契約上の支払い方法を実績に基づく請求払いに変更することでこれ以上の余剰金の増加は抑えられるとともに、市側がタイムリーに監督・状況把握をすることで連合会が必要とする緊急事態に備えた繰越金の額を必要以上に確保する必要は減少するものと考えられる。

当該繰越金の取り扱いについては、市と連合会とで協議し、現在のところ支援員の増員や不足している環境整備面への対応に充てられている。しかしながら、再び繰越金が増加することがあれば、委託金額積算の合理性、正当性の議論にもつながりかねない。例えば社会福祉法人においては、遊休資産が多く存在する場合、社会福祉充実計画にて、遊休資産の活用計画を明確にすることが求められている。このような事例を参考にしながら、繰越金が増加しないよう、今後も学童保育所の事業が円滑に進むよう、市は学童保育連合会への委託事務全般について適切に精査すべきである。

(指摘 2) 市への実績報告資料の不備

現状

連合会への委託契約書第 13 条（4）に定める通り、確定後速やかに連合会事業報告書及び決算書を提出しなければならないとされているが、令和 4 年度連合会確定決算書の提出が確認できなかった。ただし、次年度の第 1 回理事会の報告資料として市は実績報告書及び収支決算書（見込み）を入手している。

指摘

委託契約書（及び業務仕様書）に定める通り、決算書については、市長あてに連合会会長の承認を得た確定後の決算書の提出が求められる。この点、市へは実績報告書及び収支決算書（見込み）の報告がなされているが、確定後の収支決算書の提出を求めるなど、改善が必要である。

(意見 2 2) 放課後児童支援員（支援員）の増員対応

現状

概要の「課が考えている課題」にも記載した通り、支援員の数が不足している状況が継続しており、市においても認識されているが、令和 4 年度現在において未だ解消されていない。

意見

今後さらに学童保育所の利用者数は増えることが考えられ、当該事業を効果的に行っていくためには支援員の増員は必達事項である。また、学童保育所において支援員が果たす役割は非常に大きく、これ

に対し早急な対応が図られない場合には、児童への指導の質が低下し健全な児童育成が損なわれる恐れがある。

当該問題については、委託先の連合会だけで対応するのではなく、久留米市が主体となって、抜本的な処遇改善策の検討を行う必要がある。

(意見 2 3) 利用料の収納について

保護者の負担する学童保育所利用料の収納に関しては、未納額の収納を含め、委託契約に従い連合会が行うことになっている。未納額については、実際に連合会において、督促状や催告書の送付、電話による催告等が行われており、その収納状況については、理事会で報告が行われている。

未納額の収納が滞り、その金額が増加すると、学童保育所運營業務の収支、延いては市への委託料の返還額にも影響が出る可能性がある。

委託料については市民からの税金を投入した公的資金であり、利用料の収納に関して適切な業務が行われているかどうかを確認するためにも、収納状況の推移を注視し、利用料の収納状況等においても確定資料の提出を求めるなど改善が必要である。

12 結婚・妊娠・出産・子育て希望支援事業

(意見 2 4) 定量的な評価指標の設定

現状

個別具体的に定量的な成果指標の設定が見受けられない。(地域子育て促進事業費補助金事業)

意見

地域子育て促進事業費補助金事業について、個別具体的に定量的な成果指標を設定していないことは、事後的に当該事業の必要性及び効果を定量的に把握することが出来ず、当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、当該事業の必要性に係る説明責任の観点からも改善する必要がある。

(意見 2 5) 事業形態について

現状

委託形式によるセミナーの開催のみを実施している(令和3年度より)(ライフデザインセミナー事業)

意見

令和3年度・令和4年度とセミナーの開催は1回にとどまり、またその参加者も少ない中で、当該事業の効果が有効に得られ目的達成に繋がっているかについては客観的にみて疑問がある。特に婚活イベントについては、民間でも同様の活動をおこなっている団体は少なからず存在している。その中で、市が主催する目的やメリットを考慮し、他ではできないような差別化した手法で開催することに、本来の当該事業の意義があるといえる。また、当該事業の啓発活動としての側面を考慮するならば、現在の委託形式に限るのではなく、他にも助成形式により久留米市内で関連するイベント等を開催する団体等を

増やし活動の機会を増やすといった方法を取ることも事業の効果を上げるためには有用であると考えられる。

今後事業を継続する上では、今一度本事業の意義を見直し、より効果的な方法を検討する必要がある。

13 子ども食堂支援事業

(意見26) 定量的な評価指標の設定について

現状

定量的な達成指標の設定が見受けられない

意見

子ども食堂支援事業に係る評価指標を設けていないことは、事後的に当該事業の必要性及び効果を定量的に把握することが出来ず、当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足する。

子どもの貧困対策事業の一環として、その目的を達成するためには、例えば各校区に最低1か所でも食堂を設置する、もしくは、市の保有する統計データ等から割り出した貧困世帯数の分布に応じて目標とする子ども食堂設置数や実施団体数を設定するといった、定量的な達成指標を設ける必要があると考える。

(意見27) 事業形態についての検討

現状

平成28年度にこの事業が開始されてから補助金による支援という事業形態を行っている。この事業形態について、子どもの貧困対策という趣旨を鑑みるに、補助金という形態で、事業の目的を達成できているのか、他の形態による事業運営が必要ではないか、といった検討が行われている証跡が確認できない。

意見

事業開始より事業形態に変更はなく、毎年事業の運営を行っているが、意見26に記載した通り、事業実績について定量的な指標が設定されていないために、そもそも現状のやり方で事業の目的が達成されているといえるのかについての議論が行われている証跡が確認できない。子どもの貧困対策という問題に本気で向き合いより有効な成果を上げるのであれば、例えば一部で委託による運営形式も取り、貧困が懸念される地域にピンポイントでの支援を行うなど、事業のやり方について見直しを行う必要があると考える。

Ⅲ 保育

1 保育所の状況

(意見 28) 入所保留児童の発生原因の検討

少子化の進行に伴い就学前児童数（令和 5 年 4 月 1 日現在 14,988 人）が減少する一方で、認可保育所等の施設数（令和 5 年 4 月 1 日現在 93 施設）は増加しており、久留米市の待機児童数は 0 人（令和 5 年 4 月 1 日現在）となった。

しかしながら、入所保留児童数は 200 人を超えており、受入れ施設の状況が保護者のニーズに合っていないケースも多いと考えられる。よって、待機児童数という指標のみならず、入所保留児童が発生する原因をより詳細に検討する必要があると考える。

(意見 29) 公立保育所の在り方検討方針

公立保育所は、私立保育所と比べて、施設の建替・改修に対する国等の補助金が少なく、また保育士の人件費も久留米市職員と同じ水準となる等の理由から、市の財政に与える影響が大きい。今後、施設の建替・改修が必要となってくることも踏まえ、久留米市では現在 9 施設ある公立保育所を、民間に移譲していくことも含めて、そのあり方について検討しているが、財政的な観点から、その方針には理解するものである。

一方で、公立保育所には、①障害や疾病により、医療的ケアなど特別な対応が必要な子どもの保育の実施、②児童虐待や不適切な養育等への児童相談所をはじめとした関係機関とのスムーズな連携、③緊急時の対応（民間保育施設が何らかの事情で急遽閉鎖や一時休園する場合等の児童の受け皿になる）など、私立保育所等において対応が難しい事案にも取り組んでいくという役割がある。

よって、公立保育所の民間移譲については、このような役割を考慮して進めていく必要があり、地理的なバランスを踏まえ、東部、北部、南西部及び中央部など、少なくとも一定数以上の施設は公立保育所そのまま維持する必要があると考える。

2 保育所給食充実事業

(意見 30) 適切な確認の実施

当該事業費の目的は、給食における安全面・衛生面・栄養面の質の向上である。

調理員等の対象者について月次報告書での勤務状況の把握に加えて、実績報告時においても賃金台帳での確認がなされている。支払い総額が大きいことから、引き続き適切な確認行為に努めていただきたい。

3 食で育む子どもの未来事業

(意見 31) 食育啓発冊子の WEB 化

令和 4 年度の食育啓発冊子（子どもたちに食べさせたい料理レシピ集）は、地場農産物を使った調理法のみならず、地場農産物の収穫期などが種類ごとに示されており、保護者に有益な情報を伝えてい

る。ただし、若い保護者はスマートフォンを利用して情報収集するのが通常であるから、令和5年度からのWeb版への移行は妥当であり、これにより印刷製本費の削減が可能となる。

4 災害共済制度

(意見32) 民間保育所への災害共済補助

保育所管理下における児童の災害（負傷、疾病、障害、死亡）に関する保険の加入は、児童や保護者のためだけでなく、児童を預かる保育所を守る事にもつながる。現在、保険料の補助は市立保育所の児童のみを対象をしているが、民間保育所の児童についても補助対象とすることができないか検討してみようかと考える。

5 病児保育事業

(意見33) 病児保育事業の周知

担当部署において各施設の会計報告を受けており、その記録も適切に保存されている。延べ利用児童数が、新型コロナウイルス感染症の影響もあり減少傾向にあるため、利用システムの周知を図る手立てを検討してみようかどうか。

6 延長保育事業

(意見34) 延長保育事業の拡充の検討

令和4年度における延長保育は、30分が28か所、1時間が27か所、2時間が4か所、4時間が1か所であり、1時間以内の保育所がほとんどである。市内保育所の通常開所時間は、7時から18時までとしているところが多いが、仕事の関係等からお迎えが間に合わない保護者も存在するため、補助事業の継続はもちろんのこと、1時間以上の延長を実施する保育所を増加させるための施策を講じることを検討しようかと考える。

7 私立保育所等一時預かり事業

(意見35) 通常保育と一時預かり事業のバランス

専任保育士を一時預かり事業に配置すると、通常の保育のための保育士が不足するおそれがある。よって、通常の保育と一時預かり事業の規模のバランスを考えながら事業を継続していく必要があると考える。

8 医療的ケア児保育支援事業

(意見36) 医療的ケア児保育支援事業の継続

令和4年度における医療的ケア児保育事業の対象者は1名であり、公立保育所である江南保育園において実施されている。提携しているのは、社会医療法人雪の聖母会であり、ここから看護師が派遣されている。今後も医療的ケア児の状況に応じた保育の提供が望まれる。

9 私立保育所等運営費助成事業

(意見37) 適切な確認の実施

令和4年度の決算額である195,885千円の内訳は、①充実保育士加配助成が116,003千円、②退職手当共済掛金助成が60,060千円、③加配保育士社会保険掛金助成18,512千円、④寄生虫卵検査費助成が1,310千円であり、主として充実保育士の人件費の補助となっている。

充実保育士の人件費補助に関しては、その対象者について月次報告書での勤務状況の把握に加えて、実績報告時においても賃金台帳での確認がなされている。支払い総額が大きいことから、引き続き適切な確認行為に努めていただきたい。

10 私立保育所・認定こども園施設整備事業

(意見38) 担当職員の配属期間

令和4年度の実施事業についてサンプルを抽出し、手続きの実施状況を、市に保管されている決裁書類等をもとに確認した。監査手続きを実施した結果、手続きは適切に実施されており、その決裁書類等も保存されていた。

ここで園舎の改築等は、事業費が大きく、また工事見積書の金額の妥当性等の検証は、専門的な知識と経験が特に必要となる。よって、当該事業の交付決定や完了検査の実施等を行う市職員は、他の部署よりも配属期間を長くするとともに、新しく配置転換してきた市職員に対しては、これまで蓄積した知識や経験を伝達していく仕組みを作り上げていくことが、特に求められると考える。

11 公立保育所施設・備品整備事業

12 私立幼稚園助成事業

13 就学援助

14 公立保育所環境整備事業

(意見 3 9) 公立保育所運営再編計画

第3次運営再編計画（以下「再編計画」という）は、久留米市における公立保育所の運営方針となるため、附属機関である「久留米市子ども・子育て会議」に「久留米市公立保育所のあり方について（今後の公立保育所の担うべき役割について、今後の公立保育所のあり方・方向性について）」を諮問し、審議の上、令和6年1月に答申を得た。なお、同会議のメンバーは、保護者、保育・幼稚園団体、学識経験者などから構成されている。この答申を踏まえて、子ども保育課において再編計画を策定し、庁内の政策会議での決定を経て、議会報告、パブリックコメントを実施の上計画が完成する運びとなる。

この再編計画は大変重要な計画であると思われるので、附属機関での意見聴取に加え、議会報告及びパブリックコメントなども予定されているが、市民等への説明会の開催など、丁寧な取組みにも努めていただきたい。

(意見 4 0) 地域子育て支援センターのあり方検討

国は、地域子育て支援拠点事業を推進してきたところであり、久留米市においては基本的に公立保育所に地域子育て支援センターを併設してきた。今回、公立保育所のあり方の検討が進められているが、施設維持管理など経済的観点と、地域の子育て支援拠点としての重要性とのバランスを考慮し、地域子育て支援センターのあり方についても十分に検討されたい。

(意見 4 1) 公立保育所の設備投資計画

公立保育所の役割を踏まえて、私立保育所等とのバランスを踏まえた設備投資計画が必要である。通常、園舎などの改修工事には数年から数十年に及ぶ投資計画があり、そのための準備としてその効果測定のための成果指標や実績評価があつてからこそPDCAが回せるといえる。

15 保育団体等助成事業

(意見 4 2) 保育士確保のための近隣自治体との連携

保育士の確保をはじめとして、保育環境の充実のためには、近隣自治体との共同での取り組みも効果的であると考えられる。浮羽乳幼児保健会のような事例もあることから、自治体の枠組みを超えた取組みについても検討されたい。

(意見 4 3) 公立保育所の情報発信

公立保育所に関しては、私立保育所等と比較した場合、市民への情報発信が十分なされていると言えない状況と思われる。公立保育所としての存在意義をPRし、潜在的な利用者を発掘するためにも、公立保育所の情報発信について検討されたい。

16 保育所入所支度金奨励金事業

(意見 4 4) 制度のあり方の検討

この制度は、昭和 49 年 4 月 1 日以降の保育所入所に係る分から適用されているが、同和地区乳幼児の保育所入所奨励要綱によれば、「経済的に困窮している者」とは、その者の属する世帯の前年中の全収入額が、生活保護基準額に一定の調整率を乗じた額以下の者という定義で、平成 15 年度 1.8 倍から段階的に 1.5 倍まで下げていることは緊縮財源の中で評価される。

本制度は昭和 49 年に制定され約 50 年の間一定の実績をあげてきたものとみられるが、平成 30 年には 1,905 千円の実績があったものの令和 3 年度は 115 千円、令和 4 年度は 147 千円と利用実績も高くない。少子化による対象世帯の減少に加え、令和元年 10 月から開始された、3 歳から 5 歳までの子ども及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもの利用料が無料になる幼児教育・保育の無償化による影響があると思うが、現在の対象者の経済的な困窮状況を踏まえ、制度の在り方を検討する必要がある。

17 届出保育施設助成事業

(意見 4 5) 認可外保育園に対する基準適合への随時の働きかけ

認可外の保育園は、基本的には保護者からの利用料のみで運営されているが、交付要綱上の要件に適合していれば、保育環境の充実、安定的な運営を図るために助成が行われている。

施設の運営については、厚生労働省の指導監督基準を指標とし行われているが、この基準は、もともと最低基準に準拠しながらも緩い基準で設定されていることから、入所児童の処遇には十分な配慮が必要である（「地位主権から公立保育所の在り方を考える」高知県本部/高知市職員労働組合書記次長池添健太氏論文参照）。

久留米市届出保育施設助成金交付要綱においては、第 11 条に別表 2 に掲げる基準を満たすよう努力義務が求められている。仮に基準が満たされていなくとも助成金の対象外とはなっていないが、職員の配置に関しては届出の際に厳格（児童福祉施設設備運営基準第 33 条第 2 項に規定する数、例えば乳児 3 人に対し保育士 1 人、4 歳以上では 30 人に対し保育士 1 人など）に指導を行っていることをヒアリングにて確認している。

しかしながら、基準を満たしていない届出保育施設への助成については、市としての自主性と責任において課題が残ると思われる。

子ども保育課は地域福祉課と一緒に毎年立入調査を行い、施設の運営や児童の処遇について指導監督基準を示し、これを満たすよう指導を行っている。一つの例として、防災上 4 階以上の施設に対し、避難経路の確保に関し指導を行い、2 階に移転するという返事を得て経過をみているケースがある。

今後は、児童の安全の確保の為に、随時、進捗状況の確認を行い、基準に適合するよう働きかけを行うよう検討されたい。

18 産休等代替職員雇用費助成事業

(意見46) パート職員への補助対象拡大の検討

久留米市社会福祉施設産休等代替職員費補助金交付要綱第3条第1項第2号によれば、所定の免許あるいは資格を有しない方も代替職員として補助金の対象として認めている。

その条件として児童の保護に熱意を有し、かつ、心身とも健全なものとして市長が認定した者とあるが、主観的ではなく客観的な判断基準はないかという質問に対し、もともと社会福祉施設全般のために県の要綱を準用しており、保育所等が利用する場合においては、産休等を取得する職員と同等の資格を保有する者に限定しているとの回答であった。雇用困難な状況において、この制度を現場で利用しやすいように「新規かつ常勤での職員雇用」だけでなく、補助金対象にパートも含むように制度改正できないか。

(意見47) 制度の必要性の検討

当該事業の利用実績は令和3年度、4年度が無し、令和元年度、令和2年度が2人と極めて低調である。まずその原因分析を行い、他の制度でカバーでき本制度の必要性がないのであれば、一般財源100%の事業であるのでより有意義な制度へシフトするべきである。

19 特別支援保育事業

20 保育士・保育所支援センター事業

(意見48) プロポーザル方式の参加企業数

合同就職説明会の委託では、公募型プロポーザル方式を採用し、「市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に沿って対応されているが、結果的に1者のみの提案であった。子ども保育課に確認したところ、仕様書の内容を踏まえた提案内容となっており、実際の運営面でも問題はなかったとのことである。

ヒアリングないし監査の結果は妥当なものだといえるが、プロポーザルの企画提案に関しては、複数の参加が望ましいことから、業務内容の十分な検討と市場分析等も行い、発注事務に努めていただきたい。

21 待機児童対策事業

(意見49) 保育士確保の目標

令和5年4月1日時点で、待機児童ゼロという結果がでたが、保育士確保に向けた取組みは引き続き重要である。そのような中では、目標を設定し、実績の評価を行うべきである。

(意見50) 一者随意契約の常態化及び事業の見直し検討

送迎保育ステーション事業については、待機児童が0人となる中で、そのあり方について見直し検討を着手すべきであるとする。

事業は委託で実施しているが、事業開始時に行った公募型指名競争入札の契約相手方と毎年度随意契約を行っている。その理由を子ども保育課に確認したところ、単なる拠点間のバス送迎ではなく、江南保育園の多目的ホールで行う朝夕の子どもの預かりも委託内容に含まれており、保育の実績や適合するバスの所有を受託者の要件にしているため、他の事業者からの応募が見込めないとのことであった。

ヒアリングないし監査の結果は妥当なものだといえるが、市が一部の事業者と繰り返し随意契約を行うことは、本来望ましい形ではなく、市民の誤解を招きかねないものである。こうした発注方法に加えて、待機児童が0人となる中での今後の運行のあり方も含めて、検討に取り組みたい。

22 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業

IV その他児童福祉事業

1 児童手当

2 特別児童扶養手当

3 くるめっ子応援給付金事業

4 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業

(意見5-1) 返還金の納付方法について

申請時に支給要件を満たしていた方が、その後修正申告を提出し所得額が基準オーバーになった場合は返還を求められることになる。受給者は、平日は仕事で金融機関に出向く時間が取れないケースも多いと思われる。返還しやすくなるよう、コンビニ納付等の納付方法に対応することを検討していただきたい。

5 妊娠出産応援給付金給付事業

6 子育て世帯等臨時特別支援事業

7 要保護児童対策地域協会事業

8 養育環境改善家事援助事業

9 支援対象児童等見守り強化事業

10 子どもの権利等啓発事業

11 ヤングケアラー支援事業

(意見5 2) 事業の強化について

課では支援している当事者世帯数が、国の実態調査による当事者の潜在割合と比較し、非常に少ないとの認識がある。ヤングケアラーは本人の訴えで見つかることは少ないと思われ、関係部門との協力を強め潜在需要の更なる掘り起こしに努めていただきたい。

12 青少年の非行を生まない社会づくり事業

(意見5 3) 他事業との統合について

課が課題として認識しているように少年の非行の形態が変わり久留米市居住少年の刑法犯少年検挙補導人員は減少傾向にあり、「みらくるホーム」の登録少年数及び利用実績も年々減少している。少年非行の減少は全国的な傾向であるが、少年の健全な生活を阻害する要因はより複雑化、潜在化しているものと思われる。当該事業は実績が減少しており他の事業との統合を検討していただきたい。

13 若者相談支援事業

(意見5 4) 事業強化について

令和4年度に開始された事業であり、まだ事業規模も小さく周知が行き届いてない面もあるようである。若者が抱える問題は多様化しており、覚醒剤や大麻などの薬物乱用、校内暴力、いじめ、不登校、SNSに起因する事犯、出会い系サイトに起因する事犯などを総合的に取り扱う青少年の相談窓口として一本化し、また、ホームページに各部局が行う相談窓口の一覧などを設けアクセスしやすいような形態をとり、相談受付後は他の関係機関と協力して取り組むことができる環境を整備するなど、事業の強化を図ることが望まれる。

14 発達支援事業

(意見5 5) 支援提供までの時間短縮について

初回面談から実際の支援を提供するまでに4～5カ月の待機時間を要しているとのことである。幼児期の4～5カ月は貴重な時間であり、保護者にとっても不安な時間となっている。原因はスペースの不足や人員の不足とのことである。令和3年度は感染症が拡大したために一時的に新規登録者や利用者が減少したが、その後は増加傾向にある。施設や予算の制約があるが待機時間を少しでも減らせるように改善の努力をしていただきたい。

(意見5 6) 主幹(医師)への高い依存度について

主幹は医師であるが、管理職として研究所の運営に関することと医療相談を始めとした発達支援事業全般に関することの両方に関与している。久留米市の他業務の依頼も多く多忙を極めている。組織とし

ては個人の能力に依存する度合いが強く、事業の継続性の面からはリスクがある。主幹の業務を補佐する人材や後継者についても考慮することを検討していただきたい。

(意見57) 所長と指導主事の任期が短いことについて

幼児教育研究所の管理・監督職は所長と主幹（医師）と指導主事から構成されるが所長と指導主事は代々福岡県教育委員会から出向の教員が務めている。初代の所長・指導主事は昭和54年に就任しており現在は17代目の所長と15代目の指導主事であり、最近の任期は平均2年程度となっている。交互に就任時をずらすことにより業務に支障が起こらないようにはしているが現場の経験を生かすには十分な長さとは言えない。教育委員会に戻ることを前提としているため教育委員会の人事に依存している。もう少し任期を延長することも検討していただきたい。

(意見58) 正規の事務職員がいないことについて

幼児教育研究所の職員の殆どが、教育職や保育職など、市の事務に慣れていない専門職である中、主に庶務を行う事務職員1名は任期付短時間勤務職員である。

市の複雑な手続きを効率的に処理するためには、任期付短時間勤務職員ではなく、契約事務や市独自のシステムを扱う事務など、ある程度事務に精通した正規の職員を配置した方が、職員の負担も軽減し、業務の流れがよくなるのではないかと思われるので検討していただきたい。

(意見59) 業務マニュアルの充実について

組織上、管理職も含め職員は専門職が多い。任期付短時間勤務職員や外部委託も多いため、業務の理解を促進し、品質を保つためには業務マニュアルを充実強化することが望まれる。

4. 母子・寡婦・父子福祉

I 母子・寡婦・父子福祉

1 児童扶養手当

(指摘3) 補正期限の短縮検討

令和4年度に支給決定を受けた者の中からサンプリングを行ったところ、請求日から1年8ヶ月後に支給決定を行っているケースがあった。

担当課のヒアリングによれば、本市では、認定請求から2年までは定期的に本人に連絡を取り不足書類の提出を促し、書類が揃った時期が2年以内であれば支給決定を行っているとのことであった。

しかし、2年間も補正を促し続けるというのは効率性の観点から問題と言わざるを得ないし、実質的な補正期限を2年とする合理的な理由もない。

したがって、書類に不備があった場合は、補正期限を定めた上で、期限内に正当な理由無く補正がない場合には請求を却下する旨記載し、期限内に正当な理由無く補正がない場合は早急に却下する対応を検討すべきである。

(指摘4) 長期滞納債権対策としての委託検討

返還金については、過年度滞納分の徴収率が特に低く、長期滞納となっている債権の存在が課題である。

本債権は非強制徴収債権であり、督促後相当の期間を経過してもなお履行がない場合は訴訟手続きにより履行を請求しなければならないが（地方自治法施行令 171 条の 2）、本市の児童扶養手当担当職員は 5 名（うち正規職員 1 名）で他事業も兼務しており、業務量に対して圧倒的に職員が不足していることから、長期滞納者の返還金回収業務まで手が回っていないという現状がある。

そもそも、事務量にあった職員の数を確保すべきという根本的な問題があるが、現状での長期滞納債権への対応としては、少額訴訟等の債権回収業務を民間の債権回収業者や弁護士に委託すること（地方自治法施行令 158 条）を検討すべきである。

2 母子生活支援施設事業

(意見60) 母子生活支援施設の周知

同施設の入所世帯数は減少傾向にある。理由としては、施設の老朽化もその一つと考えられるが、施設及び本事業自体の認知度が低いことも特筆すべき事項である。

久留米市が令和 3 年 1 1 月を基準として母子家庭世帯を対象に実施した、ひとり親家庭実態調査結果によると、母子生活支援施設を「利用したことがある」と回答した割合が 1.5%、「知っているが利用したことがない」と回答した割合が 26.0%。「知らない」と回答した割合が 54.9%となっている。

この点、本市では、DV被害者に配慮し、施設の周知のための活動は行っていないようである。本施設の入居者が抱える事情を考慮すると、施設の警備や個人情報流出防止の徹底等の配慮は必要不可欠であるが、本施設が、DV被害者を含め、様々な事情で生活が困難な母子を支援する最後の砦としての役割を果たしていることを考慮すると、必要な時に施設に関する情報を容易に知り得ることがまずは重要である。施設を必要とする母子に、情報が効果的に周知されるような広報のあり方を検討し、認知度の向上を図るべきである。

3 母子保護等の実施

4 母子寡婦福祉会助成事業

(意見61) 母子寡婦福祉会の認知度向上

本市が令和 3 年 1 1 月を基準として実施した、ひとり親家庭実態調査結果によると、母子家庭において母子寡婦福祉会を「利用したことがある」と回答した割合が 5.9%、「知っているが利用したことがない」と回答した割合が 22.5%。「知らない」と回答した割合が 54.4%、父子家庭において母子寡婦福祉会を「利用したことがある」と回答した割合が 3.6%、「知っているが利用したことがない」と回答した割合が 16.1%。「知らない」と回答した割合が 68.5%となっており、母子父子世帯全体として母子寡婦福祉会の認知度が低いことがわかる。

母子寡婦福祉会は、自主事業を行う他、市の委託事業としてひとり親サポートセンター事業や日常生活支援事業を担っており、厳しい生活環境に置かれたひとり親家庭の受け皿となる組織として重要な役割を担っているのであるから、認知度の向上は重要な課題である。したがって、団体と連携してリーフレットの配布先を増やす、離婚届の窓口でも案内する、SNSを活用する等の広報活動の見直しを行うべきである。

(意見 6 2) 母子寡婦福祉会の会員数の減少

母子寡婦福祉会の会員数は年々減少しており、令和 4 年度の児童扶養手当受給者（世帯数）が 2,987 世帯であることを考慮すると、ひとり親世帯に対する会員の割合が著しく低いといえる。また、実績報告書によると、同会が実施する交流事業・研修の参加人数は会員数に比べて少なく（令和 4 年度は 138 人、うち役員でない母子の参加者は 86 人）、父子世帯は全く参加していない状況である。

上記結果を考慮すると、会員が少ない理由は、福祉会自体の認知度が低いというほか、事業内容がニーズに合っていない可能性があるため、アンケートを取るなどして利用者の声を聴取し、ニーズにあった事業構築を行うべきである。

このため、市としては、福祉会の会員数の増加に向け、合わせて取り組まれない。

5 母子父子寡婦福祉相談状況

6 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

(指摘 5) 長期滞納者への法的措置

本市では、過年度の徴収率が低い上に減少傾向にあり（令和 4 年度は 5.59%）、特に長期滞納となっている債権の存在が課題であるが、これまでに法的手続きを取ったことはない。

本債権は非強制徴収債権であるため、督促後相当の期間を経過してもなお履行がない場合は訴訟手続きにより履行を請求しなければならない（地方自治法施行令 171 条の 2）。

また、法的措置を講じることで、長期滞納者であっても分納合意や任意での返済の契機となることもある。

したがって、本市においても、長期滞納者に対しては支払督促等の法的措置を講じ、債務名義取得後にも返済がなされない場合であって、債務者に一定の財産の存在が認められる場合は、強制執行手続きを行うべきである。

(意見 6 3) 回収業務の弁護士等への委託

徴収率が低い現状を踏まえて、滞納が発生した場合に、民間の債権回収業者への回収の委託（地方自治法施行令 158 条）や、弁護士への委任を検討すべきである。

また、その場合は費用対効果を検討する必要があるため、上記措置を講じる場合の基準等、債権回収に関する詳細な運用ルールを作成すべきである。

7 ひとり親支援事業

(指摘6)資格証明書の添付

久留米市ひとり親家庭日常生活支援事業実施要綱によると、同事業の支援員として登録される者は、介護職員初任者研修修了以上の資格か、市長が別に定める研修を修了することの、いずれかの要件を満たす必要があるが（同要綱11条）、登録時は申請書に資格等の有無を記載するのみで、それを証明する資料の添付は求めている。資格要件は、本事業を適切に遂行し、利用者が安心して支援を受けるための重要な事項であるから、本市においては、申請書に加えて資格証等の書類の提出を求めることで、申請者が支援員としての要件を確実に満たしていることを確認すべきである。

(意見64) ホームページで特命随意契約の公表

本市は、ひとり親家庭日常生活支援事業を、地方自治法施行令167条の2第3号に基づく特命随意契約により母子寡婦福祉会に委託している。

この点、本市では、同施行令167条の2第3号に基づき特定の施設等と随意契約を締結する場合、契約状況等を公表しなければならない（久留米市契約事務規則第20条の3）。

そして、本事業の契約については、全庁的なマニュアルに従って、見積結果等公表簿を家庭子ども相談課において公表している。しかし、ホームページ上での公開はなされていない。

上記規則において、特命随意契約の公表を義務づけている趣旨は、契約の公平性透明性を担保し、市民への説明責任を果たすためであることを考えると、市民にとってより簡易で利用しやすい方法での公表が上記趣旨に適うと考えられる。

したがって、本事業の契約についても、ホームページ上で公表すべきである。

(意見65) 利用手続きのホームページへの掲載

ひとり親家庭日常生活支援事業について、利用を希望する者は、あらかじめ母子寡婦福祉会に登録申請書と必要書類を提出して利用登録を行なっておく必要があるが（要綱5条）、市のホームページ上及び委託先である母子寡婦福祉会のホームページ上いずれも、登録手続きに関する具体的な記載がなく、その内容や登録時に必要な登録申請書を取得するためには母子寡婦福祉会に電話で問い合わせる必要がある。

市や福祉会のホームページ上で登録手続きについての流れを掲載する、登録申請書のダウンロードを可能とする等、支援を必要とする者にとって利用のハードルが高くなるような方法を検討すべきである。

(意見66) 支援員派遣の申請手段

ひとり親家庭日常生活支援事業について、利用登録者が支援員の派遣を希望する場合、支援員派遣申請書を母子寡婦福祉会に提出する必要がある（要綱7条）。

本事業は、事前に予測できない事情により支援を一時的に必要とする者の利用も想定しているのだから、電話やメール等での派遣申請を可能とし、必要な際に利用しやすい制度とすべきである。

8 ひとり親サポートセンター事業

(意見67) 特命随意契約の公表

本市は、本事業を、地方自治法施行令 167 条の 2 第 3 号に基づく特命随意契約により母子寡婦福祉会に委託している。

この点、本市では、同施行令 167 条の 2 第 3 号に基づき特定の施設等と随意契約を締結する場合は、契約状況等を公表しなければならない(久留米市契約事務規則第 20 条の 3)。

そして、本事業の契約については、全庁的なマニュアルに従って、見積結果等公表簿を家庭子ども相談課において公表している。しかし、ホームページ上での公開はなされていない。

上記規則において、特命随意契約の公表を義務づけている趣旨は、契約の公平性透明性を担保し、市民への説明責任を果たすためであることを考えると、市民にとってより簡易で利用しやすい方法での公表が上記趣旨に適うと考えられる。

したがって、本事業の契約についても、ホームページ上で公表すべきである。

9 ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業

(意見68) 実施報告書及び仕様書の改訂

本事業の実施体制については、受託者との委託契約上、①事業の実施場所に管理者と、支援員 3 名以上を配置すること、②派遣サービスにおいては支援員 2 名で行い、訪問対象世帯の児童と同性の支援員 1 名以上で構成すること、③支援員は必要な研修を行うこと等が定められているが(契約書別紙仕様書)、毎月の実施報告書上、上記実施体制が順守されているかどうか明らかでない。

例えば、実施報告書には実施日毎の利用児童・生徒数とその情報(氏名、校区及び学年)の記載はあるが、責任者・支援員については従事した者の人数が記載されているだけであり、管理者が配置されているか、支援員が研修を受けているか、派遣サービスにおいて児童と同性の支援員が含まれているかの記載がない。

また、受託者が実施すべき支援内容には、相談支援・学習支援・食事支援・生活支援があり、このうち相談支援については、関係機関と連携し適切な対応を図るとともに必要な記録を行うこと、食事支援については、定期的に調理実習を実施すること等の定めがある。しかし、毎月の実施報告上、特筆すべき相談があったのかどうか、調理実習が行われたのか等の確認ができない。

実施報告は、委託者が受託者の業務が契約に沿って適切に行われているかどうかを確認し、委託料の相当性を審査するためのものであるから、報告書には、従事した支援員の名簿や研修の実施状況・支援内容についても記載することを求めるべきであり、その旨を仕様書上にも明記すべきである。

(意見69) 支援員配置の過多、配置見直し

毎月の実施報告書によると、拠点サービスにおいて利用児童・生徒数と支援員の数が同数、もしくは支援員の数が多い日や、派遣サービスにおいて利用児童数がないにも関わらず支援員が出動している日が散見されたが、そのような体制となった事情・理由は明記されていなかった。

利用児童・生徒数に対する支援者の数が必要以上に多い場合、その分の人件費は不要な支出になってしまうので、是正が必要である。

従って、報告書において、支援者を多く配置する必要があった理由を明記させ、正当な理由なく必要以上の人員を配置しているような場合は、是正を求めるべきである。

10 養育費確保支援事業

5. 母子保健

I 母子保健

1 母子保健事業

(指摘7) 派遣者や実施内容の確認の徹底

業務委託契約書において、1回の出務ごとに報告書を提出し、出務した日の翌月10日までに、報告書を提出しなければならないとして、報告書の提出が求められている。

これを受けて、ツインズクラブから1回の出務ごとに「実施報告書」が速やかに提出されている。

一方で、「実施報告書」の提出が多胎児サークルであるツインズクラブ代表者の確認前に提出されているケースがあった。

市へ「実施報告書」を提出する前に、代表者は派遣者が実施した業務内容が適切か確認することが必要である。ツインズクラブの代表者が、実施した支援内容及び実施結果を確認し、委託仕様書通りの内容かどうか確認するとともに、派遣者が研修等を受けた多胎児経験者かどうかの確認も重要となる。

ここで、委託仕様書において、当事業に派遣される多胎児経験者に向けた研修の実施もツインズクラブへ委託している。「母子保健医療対策総合支援事業の実施について（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）雇児発第0823001号」（子発0603第3号令和4年6月3日別添3※参照1）において、多胎妊産婦サポーター等事業の実施担当者は、多胎妊産婦等への支援に際して必要な知識等を修得させるための研修を受けている等必要な知識・経験を有することが求められているためである。

この点、ツインズクラブが実施した研修の「実施報告書」には参加者のリストが添付されていないため、市の方で、派遣者が研修を受けた多胎児育児経験者か判別できない。

このため、下記局長通知が求めている「派遣者が研修を受けた等適切な者か」を代表者が確認することが重要である。

(意見70) 事業委託先と市との業務内容確認の協議について

当事業では、行政と医療機関、当事者団体の三者で多胎児家庭を支援することが可能となっている。ツインズクラブは法人格を有しない任意団体であり組織的な運営の面で代表者に負担が重くなる。このため、市はツインズクラブが活動しやすいようにサポートできる点はサポートすることが重要である。例えば、指摘7で述べた派遣者が研修を受けている等必要な知識・経験を有するもの者かどうかは、ツインズクラブが実施した研修の「実施報告書」に参加者のリストを提出させ、市の方で、派遣が終わった後の「実施報告書」で当該派遣されたメンバーが研修受講者であるかどうか確認するなど、委託先と

市で、いつ、だれが、どのように確認を実施するかなど業務内容の確認について協議することが望ましい。

(意見 7 1) 育児用品配布品の在庫管理における棚卸差額（棚卸実施結果数と管理簿の在庫数と比較した棚卸差異数）の記録について

妊産婦訪問の支援を受け入れやすくするために新生児衣服、肌着、液体ミルク、哺乳瓶等育児用品の配布を行っている。

納品・検収確認は、こども子育てサポートセンターで実施し、各育児用品の保管は、こども子育てサポートセンターと各保健センター5箇所（南部、田主丸、北野、城島、三瀧）の合計6カ所で実施している。

在庫管理は、まとめてこども子育てサポートセンターが実施しており、具体的には、年度末3月末ころに各保健センターから在庫数の報告を受け、前年度在庫数+当年度購入数-当年度の配布実績数=管理簿上の在庫数と実地棚卸で数えた実在庫数をチェックし、各保健センターとこども子育てサポートセンターで存在する管理簿上の在庫数が実際に存在するかどうかの確認を実施している。

現在、こども子育てサポートセンターが実施している管理簿には、実地棚卸結果数が記載されていない。しかし、実地棚卸数を記録し、実地棚卸結果の実在個数と管理簿の在庫数の差額である棚卸差異数を記載し差異が生じた際は差異分析をすることが望ましい。

保管場所が複数か所にまたがり、また持ち出し易い物品等の在庫管理にあたっては、こども子育てサポートセンターが実地棚卸結果数と管理簿の在庫数との差異の数量を記録することで盗難、不要な持ち出し品がないかどうかの内部牽制に繋がり、在庫管理が徹底されると考える。

2 新生児等訪問事業

3 乳幼児発達相談審査事業

4 生涯を通じた女性の健康支援事業

5 未熟児養育医療給付事業

6 育成医療給付事業

7 特定不妊治療費助成事業

8 子育て世代包括支援事業

9 妊産婦総合支援事業